

官民協働海外留学支援制度実施規程を次のように定める。

平成26年9月4日

独立行政法人日本学生支援機構

理事長 遠藤勝裕

官民協働海外留学支援制度（日本代表プログラム）実施規程

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 全国コース（第6条—第13条）
- 第3章 地域人材コース（第14条—第20条）
- 第4章 その他（第21条・第22条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この制度は、我が国の大学、大学院、高等専門学校、高等課程若しくは専門課程を置く専修学校又は高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。第5条第1項第2号及び同項第9号において同じ。）（以下「大学等」という。）に在籍する学生又は生徒（以下「学生等」という。）が留学生を受け入れる機関（以下「受入れ機関」という。）へ留学する場合に、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）が留学に必要な経費の一部を支援するとともに、留学経験の質を高めるための留学の前後に行う研修（以下「事前・事後研修」という。）の提供及び留学後の継続的な学習の場としての留学生のネットワーク（以下「留学生ネットワーク」という。）の提供を行い、グローバル社会において活躍できる人材の育成に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において「派遣留学生」とは、大学等に在籍する学生等であって、本制度により留学に必要な経費の一部の支援並びに事前・事後研修及び留学生ネットワークの提供を受ける者をいう。

- 2 この規程において「全国コース」とは、機構が派遣留学生の募集を行うものであって、以下に掲げるコースをいう。
- (1) 理系、複合・融合系人材コース
 - (2) 新興国コース
 - (3) 世界トップレベル大学等コース

- (4) 多様性人材コース
 - (5) 高校生コース
- 3 前項第5号の「高校生コース」に、以下に掲げる分野を置く。
- (1) アカデミック（テイクオフ）
 - (2) アカデミック（ショート）
 - (3) アカデミック（ロング）
 - (4) プロフェッショナル
 - (5) スポーツ・芸術
 - (6) 国際ボランティア
- 4 この規程において「地域人材コース」とは、機構が採択した地域協議会（地域の企業、地方公共団体、大学等及びその他の団体により構成される協議会をいう。）が派遣留学生の募集を行うものをいう。
- （実施計画等の決定）
- 第3条 理事長は、組織運営規程（独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第10号）第30条の規定に基づき設置するグローバル人材育成コミュニティ協議会の議を経て、この制度に係る実施計画等を審議の上、決定する。
- （選考の方法）
- 第4条 派遣留学生の選考は、次に掲げる方法により行う。
- (1) 全国コース 機構が、大学等から提出のあった留学計画等を審査し、派遣留学生の選考を行う。
 - (2) 地域人材コース 機構が採択した地域協議会が、大学等から提出のあった留学計画等を審査し、派遣留学生の選考を行う。
- （資格及び条件）
- 第5条 派遣留学生として支援を受ける資格を有する者は、日本国籍を有する者又は日本への永住が許可されている者のうち、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。
- (1) 本制度で実施する事前・事後研修及び留学生ネットワークに原則として全て参加する学生等
 - (2) 在籍する大学等において、学位取得（高等専門学校、高等課程若しくは専門課程を置く専修学校又は第1条に定める高等学校の生徒にあつては卒業（高等専門学校専攻科にあつては修了））を目的とした課程に在籍する学生等
 - (3) 在籍する大学等が派遣を許可し、受入れ機関が受入れを許可する学生等
 - (4) 機構の第二種奨学金に掲げる家計基準を満たす学生等
 - (5) 当該留学に必要な査証を確実に取得し得る学生等
 - (6) 留学終了後、在籍する大学等に戻り学業の継続又は学位を取得する学生等
 - (7) 留学を開始する年度の4月1日現在の年齢が30歳以下である学生等
 - (8) インターンシップ等での報酬や他団体等から留学のための奨学金を受ける場合は、その平均月額が、本制度による奨学金の支給月額を超えない学生等
 - (9) 過去の派遣留学生でない学生等（次に掲げる学生等を含む。）

- ア 採用決定後、やむを得ない事由により渡航前に辞退した学生等
 - イ 高校生コースによる派遣留学生であった者であって、大学等で派遣留学生となろうとする学生等
 - ウ 高等学校若しくは専修学校の高等課程の生徒であった時又は高等専門学校（第4学年、第5学年及び専攻科を除く。）の学生であった時に地域人材コースの派遣留学生となった者であって、大学等で派遣留学生となろうとする学生等
- (10) 業務方法書（平成16年4月1日文部科学大臣認可。）第34条第2号に規定する海外留学支援制度（協定派遣）又は同第3号に規定する海外留学支援制度（学部学位取得型若しくは大学院学位取得型）により現に支援を受けていない学生等
- (11) 地域人材コースにあつては、地域協議会が必要と認める要件を満たす学生等
- 2 前項第4号に規定する「家計基準」は、大学院を除く大学等にあつては、業務方法書別表第1中「省令第22条第2項第2号の収入基準額」、大学院にあつては、業務方法書別表第1中「省令第22条第2項第3号の収入基準額」とする。ただし、別に定める要件を満たす場合には、当該家計基準を満たす学生等であるとみなすことができる。

第2章 全国コース

（支援の内容）

第6条 機構は、全国コースによる派遣留学生に対し、業務方法書第35条に定める官民協働海外留学支援制度の奨学金（高校生コースにあつては現地活動費）、留学準備金及び授業料（以下「奨学金等」という。）の額を、別に定める方法により支給する。

2 留学準備金は、次に定めるものとする。

- (1) 事前・事後研修参加費 事前・事後研修参加のための国内旅費の一部
- (2) 往復渡航費 留学先への渡航及び帰国のための往復渡航費の一部

（派遣留学生留学計画等の提出）

第7条 全国コースにより派遣留学生としての支援を希望する学生等が在籍する大学等の長は、学生等が計画した留学計画について、別に定める関係書類を取りまとめた上、機構に提出するものとする。

（派遣留学生の審査、決定及び通知）

第8条 理事長は、第3条の実施計画等に基づき、前条により提出のあった留学計画等を審査の上、全国コースによる派遣留学生としての採否を決定し、大学等の長に通知する。

（派遣留学生の採用の取消し及び辞退）

第9条 理事長は、別に定めるところにより派遣留学生の採用の取消し又は支援の打ち切りを行うことができる。また、派遣留学生は、別に定めるところにより辞退を申し出ることができる。

(留学状況の報告)

第10条 全国コースの派遣留学生は、留学期間終了後速やかに、留学状況の報告を機構に提出するものとする。

(報告の徴収等)

第11条 理事長は、全国コースの派遣留学生の在籍する大学等に対し、当該留学生の派遣に関し必要な報告等を求め、又は機構の職員に検査等をさせることができる。

(是正のための措置)

第12条 理事長は、前条の報告等又は検査等の結果その他相当の理由により、この制度の実施状況が適正でないとき、大学等の長に対してこれを是正するよう求めることができる。

(大学等の要件)

第13条 派遣留学生を支援することができる大学等の要件は、次の各号の要件を全て満たすものとする。

- (1) 留学中の派遣留学生の学修活動状況を適切に管理する体制がとられていること。
- (2) 留学中の派遣留学生に対する適切な危機管理体制を有すること。
- (3) 派遣留学生の支援に係る事務手続を行う体制を有すること。

第3章 地域人材コース

(支援の内容)

第14条 機構は、次条第2項による審査を経て採択を決定した地域協議会に対し、地域事業交付金を別に定める方法により支給する。

(地域人材コースの実施地域事業の決定方法)

第15条 地域人材コースによる支援の実施を希望する地域協議会の長は、地域の事業計画について、関係する地方公共団体の長との連名により、別に定める関係書類を機構に提出するものとする。

2 理事長は、前項に基づき提出のあった地域事業計画を審査の上、地域人材コースによる支援の対象となる地域事業の採否を決定し、地域協議会の長に通知する。

(交付金交付申請)

第16条 採択を決定した地域事業を実施する地域協議会の長（以下「地域協議会の長」という。）は、別に定める方法により地域事業交付金交付申請を機構に提出するものとする。

(派遣留学生留学計画等の提出)

第17条 地域人材コースの派遣留学生としての支援を希望する学生等が在籍する大学等の長は、学生等が計画した留学計画について、別に地域協議会が定める関係書類を取りまとめた上、地域協議会の長に提出するものとする。

(派遣留学生の審査、決定及び通知)

第18条 地域協議会の長は、前条により提出のあった留学計画等を審査の上、地域人材コースによる派遣留学生としての採否を決定し、大学等の長へ通知する。

2 地域協議会の長は、前項の通知を行うときは、あらかじめ、留学計画等採否に関する書類を理事長に提出し、同意を得なければならない。

(派遣留学生の採用の取消し及び辞退)

第19条 地域協議会の長は、別に定めるところにより派遣留学生の採用の取消し又は支援の打切りを行うことができる。また、派遣留学生は、別に定めるところにより辞退を申し出ることができる。

2 地域協議会の長は、前項の取消し若しくは支援の打切りを行ったとき、又は派遣留学生から辞退の申出があったときは、その旨を理事長に報告しなければならない。

(準用)

第20条 第10条から第13条までの規定は、地域人材コースについて準用する。この場合において、第10条及び第11条中「全国コース」とあるのは「地域人材コース」と、第10条中「機構」とあるのは「地域協議会」と、第11条中「在籍する大学等」とあるのは「採用を決定した地域協議会」と、第12条中「大学等」とあるのは「地域協議会」と読み替えるものとする。

第4章 その他

(事務処理)

第21条 この制度に係る事務は、グローバル人材育成部グローバル人材育成企画課及び民間資金課において処理する。

(雑則)

第22条 この規程に定めるもののほか、この制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成26年9月4日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成27年規程第27号)

この規程は、平成27年7月17日から施行し、改正後の官民協働海外留学支援制度実施規程の規定は平成27年1月15日から適用する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成28年規程第1号)

この規程は、平成28年1月7日から施行し、改正後の官民協働海外留学支援制度実施規程第2条第2項及び第5条第2項の規定は平成27年7月1日から、第2条第3項の規定は平成27年10月21日から適用する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成29年規程第1号)

この規程は、平成29年1月30日から施行する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成29年規程第32号)

この規程は、平成29年10月11日から施行する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構令和4年規程第20号)

この規程は、令和4年10月11日から施行する。